

事務事業名	老朽危険建築物除却促進事業補助金
-------	------------------

所管	環境建設	部	都市整備	課	
実施期間	平成 28	年度～	令和 5	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	08	06	04	5402
	一般会計	土木費	住宅費	建築管理費	建築管理事業
対象者	老朽危険建築物の所有者または当該所有者の相続人 対象者数など				
根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱				
HPアドレス	<a href="http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_382.html">http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_382.html</a>				
実施目的	安全・安心な市民生活を確保し、危険建物の倒壊等による近隣及び道路通行者等への危険防止を図るため、危険建物の除却工事に対して補助を行い、危険建物の除却を推進するものである。				
事務事業の概要	(補助対象建築物) ・市内に存する現に使用されていない住宅(過半を居住の用に供していたものに限る。)であること ・老朽危険建築物の認定を受けた建築物であること				
	(補助対象者) ・老朽危険建築物の認定を受けた建築物の所有者又は当該所有者の相続人 ・認定対象建築物の存する土地の所有者又は当該所有者の相続人				
	(補助金額) ・補助対象事業(除却工事)に要する経費の1/3の額以内(1,000円未満は切り捨て) 限度額30万円				
年度別実績概要	平成30年度	交付件数:1件 交付額:300千円			
	令和元年度	交付件数:2件 交付額:600千円			
	令和2年度	交付件数:6件 交付額:1,800千円			

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	H30	R1	R2	計
事業費 (インプット)	補助金	危険建築物除却工事	300	600	1,800	2,700
	事業費					0
						0
		計		300	600	1,800
財源	国県支出金		150	300	900	1,350
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		150	300	900	1,350

指標名称		単位	基準値	H30	R1	R2	計
実績 (アウトプット)	1 補助金交付件数	件		1	2	6	9
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 老朽危険建築物除却件数	件		1	2	6	9
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	老朽危険建築物除却促進事業補助金
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
<b>優先度</b>	A	A	A	0.8	0.7
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			4	6
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			1	0
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			0	1
<b>認知度</b>	B	B	B	0.0	0.0
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			2	1
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			1	5
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			2	1
<b>有効性</b>	A	A	A	0.8	0.7
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			4	6
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			1	0
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			0	1
<b>受益者満足度</b>	A	A	A	1.0	0.6
※受益者: 老朽危険建築物の所有者または当該所有者の相続人					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			1	4
B	どちらともいえない。			0	3
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			0	0
<b>市民(納税者)納得度</b>	B	A	A	0.8	0.7
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			3	5
B	どちらともいえない。			1	2
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			0	0
<b>代替性</b>	B	A	A	0.6	0.8
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			3	5
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			2	1
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			0	0
<b>まちづくり基本条例適合性</b>	B	B	B+	0.0	0.3
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			0	2
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			5	4
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			0	0

<b>所管課評価</b>	<b>現行どおり</b>
<b>視点</b>	<p>老朽化した危険な空き家の除却について、本補助制度の周知等を進めてきた結果、除却実績の向上が図られ、一定の効果が見られる。老朽危険空き家が地域に及ぼす影響は大きく、市の空き家等対策計画(第2期計画)においても老朽危険空き家数を減少させる目標を設定していることから、引き続き危険空き家の除却を促進し、生活環境を確保していく必要がある。</p> <p>空き家に対する関心は年々高まってきており、補助の対象となる物件の認定件数も増加する中、今後においても、広報・啓発活動に取り組み、本事業を現行どおり実施することについて意見を求める。</p>
<b>課題</b>	<p>人口減少や既存住宅の老朽化等の構造的な背景により、空き家総数及び老朽危険空き家数は増加傾向にあるが、適正な管理や対応が必要な空き家の所有者に対し、相続関係者等の所在が不明な場合に対応が困難となるケースが増加しており、本制度での対応が図られない面がある。</p>

事務事業名 老朽危険建築物除却促進事業補助金

**市民意見  
(プラモニ)**

※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。)

分布	現行どおり	拡充	縮小	終了	その他の見直し	総回答数
	5	0	0	0	0	5
主な意見	<p>【現行どおり】 ・今後も空家に対する対策は、さらに重要となってくると思います。</p>					

事務事業名 老朽危険建築物除却促進事業補助金

行政評価  
委員会評価

拡充

※行政評価委員会の摘録(会議内容)はホームページに掲載しています。

総括  
意見

老朽危険空家は年々増加しており、通行者など第三者への被害や治安の悪化など、地域に及ぼす影響から老朽危険家屋の把握と除却を進めていく必要がある。  
高額となる解体費用を助成することで除却を後押しする本事業については、対象物件の所有者を含め、広く啓発活動を図られると共に、現在、照会・申請件数が増えている状況などから、予算の拡充を図りたい。



※委員会における最終的な評価として総括したもので、分布の多い評価を優先するものではありません。

分布	現行どおり	拡充	縮小	終了	その他の見直し
	3	3			1

各委員  
の意見

【現行どおり】

②老朽により不在家屋が年々増加し、空き家対策が大きく社会問題になりつつある中で、解体工事価格(処分費用)も年々高騰する傾向にあり解体撤去が難しくなる昨今であります。私有財産であるが故、難しい局面があるが、申請者の動向をみながら、しばらく現行通りとしたい。

⑤制度自体、周知されているかが疑問。空き家が増えると治安にも影響が出るため、広報・啓発活動を継続してほしい。

⑦空き家が増えているので、今後さらに、増加・老朽化が心配になる。道路脇などは特に人的被害などが起こらないよう見守り、対策をしていかなければいけないと思う。

【拡充】

①当市においては人口減少や高齢化に伴い空き家が増加しており空き家の対応は大きな課題となっている。現在、移住等で一部活用しているが、活用できないまま時間が経過し老朽化するケースが多くその結果、危険な空き家となっている。今後もこれらの危険建物を解体する要望は多くなって行くことから、その対応は必要となっている。そうした中で、家屋の解体は所有者等の責任で解体することが求められるが、近年解体費用は高額となって放置される家屋が多くなっており、解体を後押しする本事業を今後も充実した内容で継続されたい。

③所管課が指摘するように、老朽危険空き家が地域に及ぼす影響は大きいと感じる。老朽化は年々進行する為、早期の対応が求められると感じる。補助率・補助額の増額も検討いただき、より除去実績が向上するように取り組んで頂きたい。

⑥今後も老朽危険空家数は増加する傾向にあり、すでに市内で認定されている空き家が109戸という実態もある。  
撤去費用も多額のため、年間交付件数、補助額の見直しを検討いただきたい。

【その他の見直し】

④担当課の説明では、危険と感じた人が市へ相談後、市が所有者に指導・お願いをされました。  
既に危険を認知している物件においては、相談は必要無く、市が進めるべきだと思います。事故が起きてからの処理が多いといつも思うので、危険度が高い所から一覧表を作成して処理したらどうでしょうか。

今後の事業  
実施の方向性

拡充

詳細

危険空き家の所有者等に対して、適正管理に向けた指導・助言を進めるとともに、空き家の実態把握及び本補助制度の周知・啓発活動を継続的に実施する。  
また、認定申請件数の増加に対応するため、予算の拡充を行い、除却の推進による生活環境の確保並びに安全性の向上に努める。

備考

予算額 令和4年度：3,000千円  
令和3年度：1,500千円